

民事執行法制の見直しにおける主な検討事項

第1 債務者財産の開示制度の実効性の向上

平成15年の法改正で新たに創設された財産開示手続（民事執行法第4章）は、金銭債権についての強制執行の実効性を確保する見地から、勝訴判決等を得た債権者が債務者財産に関する情報を取得するための制度であるが、その後の運用状況を見ると、実効性が必ずしも十分でない等の指摘があり、利用件数もそれほど多いとはいえない実情にある（注）。そのため、債務者財産に関する広い意味での開示制度の実効性を向上させる観点から、制度の全般的な見直しを行う必要があると考えられる。

（注） 財産開示手続の新受件数は、概ね1000件前後で推移しており、平成27年は791件であった。他方、平成27年の既済件数は817件であり、そのうち、実際に開示義務者がその財産について陳述した事件数は284件（約35%）であった。

1 見直しの方向

- 債務者財産の開示制度の見直しに当たっては、債務者自身の陳述から債務者財産に関する情報を取得しようとする現行の財産開示手続をより利用しやすく強力な制度にするという方向と、その情報を債務者以外の第三者から取得しようとする手続を新たに創設する方向とが考えられるが、このような見直しの方向について、どのように考えるか。

2 財産開示手続の見直し

- 財産開示手続をより利用しやすく強力な制度にすることに対しては、①債務者のプライバシーや営業秘密等の保護との関係で、情報開示の強制はできる限り謙抑的にすべきではないか、②債務者が実際にも弁済のための十分な財産を有しない場合に、無用の心理的負担をかける結果となるのではないか、③一部の悪質な消費者金融業者による過酷な債権取立ての手段として濫用されるのではないかなどの問題点の指摘があり得る。これらの問題点の指摘に対して、どのように考えるか。このほか、財産開示手続の見直しに当たり、どのような点に留意すべきか。
- 財産開示手続の実施要件（民事執行法第197条参照）について、例えば、先に実施した強制執行の不奏功等の要件（同条第1項各号）などを見直し、

より緩やかな要件の下で財産開示手続の利用を認めるべきであるとの指摘があるが、どのように考えるか。

- 財産開示手続における手続違背への制裁（民事執行法第206条参照）について、例えば、不出頭や虚偽の陳述に対してより強力な制裁手段を用意すべきであるとの指摘があるが、どのように考えるか。

3 第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度の創設

- 債務者財産に関する情報を債務者以外の第三者から取得する制度を構想するに当たっては、基本的に、どのような第三者から、どのような情報を取得することを目指すのが問題となる。この点に関しては、広く国民一般（法人も含む。）や公的機関に対して、債務者財産に関する情報の提供を求めることができる制度を構想すべきであるという考え方があり得る一方で、債務者の預貯金口座に関する情報のように、情報取得の必要性が特に高いと考えられる場面に限定して、個別に議論を進めるべきであるという考え方もあり得るが、どのように考えるか。
- このような制度を創設することに対しては、債務者のプライバシーや営業秘密等の保護との関係で、情報開示の強制はできる限り謙抑的にすべきではないかといった指摘のほか、情報提供を求められる第三者の守秘義務との関係や、回答に要する事務的な負担等に留意すべきであるとの指摘があり得るが、これらの指摘に対して、どのように考えるか。このほか、この制度の創設に当たり、どのような点に留意すべきか。

第2 不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策

近年、公共事業や企業活動等からの暴力団排除の取組が官民を挙げて行われており、不動産取引の分野においても、様々な措置が講じられている。他方、民事執行法による不動産競売においては、暴力団員であることのみを理由として不動産の買受けを制限する規律は設けられておらず、不動産競売において買受けした建物を暴力団事務所として利用する事例があること等に対して厳しい批判が向けられている。そこで、このような暴力団排除の取組の一環として、暴力団への不動産の供給源を断つといった観点から、不動産競売の手続を妨げる行為等の有無にかかわらず暴力団員の買受けそれ自体を防止するための方策を検討する必要があると考えられる。

1 検討の方向

- 暴力団員の買受けを防止する方策としては、競売手続の過程において執行裁判所等の判断により暴力団員の買受けをあらかじめ排除する仕組みを構築するという方向があり得るほか、暴力団員による買受けを刑事罰をもって

禁圧する方向も課題となり得るが、このような検討の方向について、どのように考えるか。

2 暴力団員の買受けを防止するための具体的な方策の在り方

- 競売手続の過程において暴力団員の買受けを排除しようとする場合には、警察の保有する暴力団員等の情報の提供を受ける必要があると考えられるが、そのような協力を得たとしても、不動産の買受けを希望する者が暴力団員であるか否かを判断し、該当者を排除する仕組みを導入すれば、現状よりも手続の円滑性を大きく損なうおそれがあるとの指摘がされている。また、暴力団員を排除する仕組みを悪用して、競売手続を不当に遅延させるような新たな執行妨害の手口が現れる懸念もあると指摘されている。これらの指摘について、どのように考えるか。このほか、この方策の検討に当たり、どのような点に留意すべきか。
- 競売手続の著しい遅延を避けつつ暴力団員の買受けを排除する仕組みの一案として、例えば、執行裁判所が、最高価買受申出人を対象として暴力団員に該当するか否かを警察に照会することとした上で、①暴力団員に該当する旨の回答が寄せられた場面でのみ、執行裁判所は、必要に応じて証拠調べを行った上で売却の許可・不許可の実質的な判断をすることとし、②暴力団員に該当しない旨の回答が寄せられた場面では、執行裁判所は、直ちに売却許可の判断をするという枠組みによるという考え方が試みに提示されているが、どのように考えるか。
- 暴力団への不動産の供給源を断つという目的を達するためには、暴力団員本人の買受けのみではなく、その周辺者による買受けをも制限する必要があるとも考えられるが、例えば、①元暴力団員（離脱から一定の期間を経過していない者）、②暴力団員の配偶者、③暴力団員が代表者その他の役員である法人、④暴力団員がその事業活動を支配する法人、⑤暴力団員の計算において買受けの申出をする者などについても、その対象に含めるという考え方について、どのように考えるか。

第3 子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化

民事執行法には、子の引渡しの強制執行に関する明文の規定がないが、これに対しては、子の引渡しを命ずる裁判の実効性を確保するとともに、子の福祉に十分な配慮をする等の観点から、明確な規律を整備すべきであるとの指摘がされている。この点に関しては、平成25年にいわゆるハーグ条約実施法が成立し、国際的な子の返還を強制する場面については具体的な規律が整備されたことから、これを参照し、対比しながら、国内における一般的な子の引渡しの強制執行についても、明確な規律を整備する必要があると考えられる。

1 規律の明確化に当たっての留意点等

- 子の引渡しの強制執行の手続については、子を扱うという特殊性に鑑み、子の福祉に十分な配慮をすることを大前提とした上で、債務名義の内容を確実に実現することを目指す手続を構想する必要があると考えられるが、この点を含め、基本的な検討の指針について、どのように考えるか。このほか、この手続の検討に当たり、どのような点に留意すべきか。

2 規律の具体的な在り方

- 子の引渡しの強制執行の方法については、間接強制のほか、直接的な強制執行（直接強制、代替執行）も認める必要があり、現在の執行実務は動産の引渡しに関する規定（民事執行法第169条第1項）の類推適用（直接強制）により運用されているが、この点について、立法に当たり、子の引渡しを求める請求権の実体法上の性質との関係で（注）、どのように考えるか。

（注） 子の引渡しを求める請求権の実体法上の性質については、親権・監護権に基づく引渡請求権と理解する考え方や、親権・監護権の行使に対する妨害排除請求権と理解する考え方等がある。なお、この点に関してハーグ条約実施法は、債務者の負う債務が、子が常居所を有していた国に子を返還するという代替的作為義務であるとの理解を前提に、その強制執行の方法を間接強制及び代替執行としているほか、子の心身に与える影響を小さくするなどの配慮から、代替執行に関する民事執行法の特則を定めている。

- 直接的な強制執行と間接強制との関係について、現在の子の引渡しの執行実務では、いずれの申立てを行うかを債権者の選択に委ねているが、これに対しては、子の心身に与える負担を最小限にとどめる等の観点から間接強制の申立てを先に行うことを必須とすべきであるという考え方（ハーグ条約実施法第136条参照）があり得るが、どのように考えるか。
- 直接的な強制執行を行うに際して子が債務者と共にいること（いわゆる同時存在）を必要とするか（ハーグ条約実施法第140条第3項参照）について、どのように考えるか。
- 直接的な強制執行を行う場所について、例えば、債務者の住居その他債務者の占有する場所を原則とするなど、債務者や子のプライバシーを保護する等の観点からの制限を行うべきであるとの考え方（ハーグ条約実施法第140条第1項・第2項参照）があるが、どのように考えるか。

第4 その他の検討事項

- 債権執行事件の終了については、差押債権者による取立ての届出や申立ての取下げに依存する場面があり、他の執行事件の終了の規律に比べて不安定であること等を理由に、債権執行事件の終了をめぐる規律を見直す必要があるとの指摘があるが、どのように考えるか。